

「現憲法破棄は革命なのか？」

●橘さんからの質問

西田さんと同じく私も真正護憲論に賛成をしています。賛成は良いのですが、この憲法では実際に無効とし、正しい法秩序の確認をして行く為には西田さんは、あくまで自民党の中からそういった流れを作っていくということを仰られていたと思いますが、それは本当に出来るのでしょうか。10月の26日に自民党の総裁であられる安倍晋三さんが、産経新聞のインタビューにて元東京都知事の石原慎太郎さんの現憲法は破棄すれば良いという発言に対して、それは事実上の革命だと非難をしているのですが、本当に自民党の議員の方々に真正護憲論を腹をくくって賛同の決意をさせることはできるのでしょうか。

●西田昌司の答え

現行憲法は、日本人に主権がない占領時に GHQ によって作られました。占領者が被占領者に対して、憲法のような根本法を押し付けることは国際法に違反しており、現行憲法は本来は無効ですが、「昭和 20 年 8 月のポツダム宣言受諾により、主権の所在が天皇から国民に移行し、現行憲法は新たに主権者となった国民が制定した」と考える八月革命説と呼ばれる学説があり、現行憲法は有効だと主張しています。しかし、8月に革命があつて国体が変わり、革命政権である戦後の政権がきちんと審議をして現行憲法を作ったのだ、といった主張はかなり無理があります。

昭和 27 年 4 月 28 日に日本は主権を回復しましたが、この時に国会で現行憲法の無効宣言をすべきでした。しかし当時は、現行憲法は占領軍が作ったものだということすら、ほとんどの国民に知らされておらず、平和憲法万歳という占領教育が実施されていたので、そのような宣言のしようもな

く、そのまま今日に至っています。「現行憲法を廃棄しないのはおかしいけれども、それは占領が終わった時にやっておくべきだった。それを出来ないままに 60 年以上も経ってしまい、現行憲法の仕組みの上でその他の法律が制定されている現状で、現行憲法を無効と言ってしまうのはかなり無理があるし、それこそ革命したことになってしまう。改正という形にするしかないのではないか」と安倍総裁はおっしゃいますし、その気持ちも理解できます。しかし、私が言いたいのは、現行憲法は事実上すでに無効にされているということなのです。

GHQ が現行憲法を作った時、GHQ は日本に戦争の完全な放棄を求めましたが、朝鮮戦争の勃発により、GHQ は日本に再軍備を要求しました。現行憲法は軍事力の放棄を規定していますが、その軍事力には自衛権は含まれない、という解釈がなされ、昭和 25 年に警察予備隊が作られました。その後、主権を回復してから約半年後の昭和 27 年 10 月に警察予備隊は保安隊（現在の陸上自衛隊）に改組され、日本は事実上の軍隊を持つに至りました。これは解釈によって現行憲法を事実上、無効にしたと言えます。私は明治憲法が日本の憲法としてふさわしいと思っていますが、現行憲法の裏に隠れていた明治憲法が復権をし、明治憲法上の当然の権利として自衛隊が作られた、との解釈も可能です。

明治憲法の第一条には「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、第三条には「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあり、一般には封建的だと思われていますが、実は至って民主的です。表現の自由や報道の自由等の国民の権利については、現行憲法と比べても遜色なく保障されていますが、と同時に「日本の伝統の中で認められてきた範囲内での自由や権利」という道徳を前提にした謙虚な精神もあります。しかし、現行憲法は「生まれてきた限りは、自分の意思によって自由に生きられるべき」という天賦人権論的な立場をとっており、自らの権利ばかりを主張する利己主義の蔓延を招いてしまいました。明治憲法は当時の日本だけでなく、現代の日本にも十分に通用する常識的なもので、私は明治憲法が日本の憲法として一番ふさわしいと思います。但し、天皇が陸海軍の統帥権を持っていたので、帝国議会が軍部を抑

えられなかった、という歴史的事実があり、この点は直さなければなりません。他にも、貴族院の代わりに参議院の規定を加える等をしなければなりません。明治憲法を元に現代の日本にふさわしい憲法にすればよいのです。現行憲法は占領中の主権のない時代に GHQ によって押し付けられた占領基本法であり、占領が終われば本来は無効となるべきものです。

国民一人ひとりが、現行憲法のできた経緯や、内容の問題点について知るようになれば、国民の大半が現行憲法は憲法の資格がないと思うはずです。その時に現行憲法の無効を宣言することができます。しかし、そうなるにはかなりの時間がかかります。10 年くらい前から、憲法についての議論が徐々にできるようになってきましたが、以前は国会議員や大臣が憲法のけの字を口に出しただけで、辞任を要求されていました。戦後 60 年ほど経ってようやく議論が始まったのですから、国民が憲法問題の本質を理解するには、数十年はかかると覚悟すべきです。憲法は国体・国柄を表すものであり、その国のモラルや価値観に基づいて語られねばなりません。このような原則を忘れて、現実の問題に対応するために九十六条の発議要件を緩和して現行憲法を改正してしまうと、後々もっと大きな齟齬が生じてきます。特に国柄や歴史に関することは、将来の日本人に決定的な影響を与えかねません。目先のことにとらわれて拙速に対応すると、後で取り返しのつかないことになってしまいます。

国民に憲法無効論が広まるまでの間、現実の危機を回避するために、二つのことをせねばなりません。一つ目は、現行憲法下でも集団的自衛権の行使は認められる、という憲法解釈をすることです。歴代の自民党政権や民主党政権は、現行憲法下でも集団的自衛権を自然権として我が国は有しているが、その行使を現内閣ではしない、という答弁を繰り返してきました。これをもう一歩進めて、集団的自衛権の行使の容認を宣言し、現在日本が陥っている安全保障の隘路から抜け出すのです。後は、自衛隊がきちんと機能するように一般法で整備すればよいのです。憲法解釈を変えることにより、憲法改正と同等の効果をもたらすことができます。

二つ目は、皇室典範の原状回復です。GHQは皇室典範を書き換えて、明治天皇の子孫以外の旧皇族は臣籍降下させられてしまい、現在、皇統断絶の危機に瀕しています。日本の国柄の象徴は絶対に途絶えさせてはなりません。臣籍降下を取り消すことにより、男系皇統の維持は確実なものとなります。本来皇族であった方々も、二世代に渡り一般市民として暮らしてこられました。当事者の意識や事情も考慮する必要があるでしょうが、原状回復が本来の筋でしょう。これら二つのことをすれば、安全保障の確保と皇統維持という最大の難問を解決できます。現行憲法改正の手続きを経る必要はなく、内閣の意思と衆参両院の議決で可能になります。

石原慎太郎さんの「現行憲法は破棄すべき」という主張はその通りなのですが、この主張が暴論ではない、ということ国民に理解させるには長い年月に渡る説得が必要です。半世紀以上に渡る戦後の常識を覆すことなど一朝一夕にはできません。しかし、それを承知の上で一步ずつ、粘り強く国民に訴える以外に道はなく、それが私の使命だと思っています。安倍総裁は「現実性を考えてまずは九十六条の発議要件の緩和」といった方法論的には私と別の主張をされていますが、根本の考えは同じであると思います。

反訳：ウッキーさん

Copyright：週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>